

平成 29 年 4 月 1 日
京都市上下水道局総務部用度課

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準の改正について

国の低入札調査基準価格の算定基準が改正されたことを踏まえ、本市の低入札調査基準価格及び最低制限価格におきましても同様の改正を行いますのでお知らせします。

1 改正時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

2 改正内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を以下のとおりとします。

(端数処理があります。)

	現行		改正後
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の 75% ~ 92%		【範囲】 予定価格の 75% ~ 92%
	【算定基準】 直接工事費の 95% 共通仮設費の 90% 現場管理費の 90% 一般管理費の 55% 合計額 × 1.08		【算定基準】 直接工事費の 97% 共通仮設費の 90% 現場管理費の 90% 一般管理費の 55% 合計額 × 1.08
営繕工事	【範囲】 予定価格の 75% ~ 92%		【範囲】 予定価格の 75% ~ 92%
	【算定基準】 { 直接工事費 - (直接工事費の 10%) } の 95% 共通仮設費の 90% { 現場管理費 + (直接工事費の 10%) } の 90% 一般管理費の 55% 合計額 × 1.08		【算定基準】 { 直接工事費 - (直接工事費の 10%) } の 97% 共通仮設費の 90% { 現場管理費 + (直接工事費の 10%) } の 90% 一般管理費の 55% 合計額 × 1.08
測量	【範囲】 予定価格の 3分の2 ~ 80%		【範囲】 予定価格の 3分の2 ~ 80%
	直接測量費 測量調査費 諸経費の 45%		直接測量費 測量調査費 諸経費の 48%

土木設計・設備設計（土木関係）	【範囲】 予定価格の 3分の2 ～ 80%		【範囲】 予定価格の 3分の2 ～ 80%
	【算定基準】 直接人件費 直接経費 その他原価の 90% 一般管理費等の <u>45%</u>		【算定基準】 直接人件費 直接経費 その他原価の 90% 一般管理費等の <u>48%</u>

建築設計・設備設計（建築関係）、地質調査、補償調査及びその他の工事関連の業務委託は、
 現行のとおり。

上記算定基準で算定した合計額にランダム係数（1.00から1.01までの範囲内で、
 0.001単位で無作為に抽出した数）を乗じて算定します。